みなさんの活動をサポート!!

2022年度【改訂版】Ver.02

小さな掛け金　大きな安心!!

全国子ども会安全共済会

加入申込について

ガイドブック

≪変更履歴≫

Ver.	改訂日	改　訂　内　容	頁
00	2022/04/15	**2022年度版 新規発行**	全16
01	2022/06/03	【2021年度 山形県子ども会安全共済会 共済金給付状】 「市町村　年齢・性別」の項より、**地区名を削除**	16
02	2022/06/28	＜加入申込書＞＜加入者名簿1・2＞（共済様式:加入-11・加入-12） □ 育成者の加入　（20歳以上の者に限る）を **18歳以上**に訂正 理由:民法改正（2022年4月1日施行）により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたため	4
		【2021年度 山形県子ども会安全共済会 共済金給付状】 「市町村　年齢・性別」の項に、**年齢・性別を追加**	16

≪はじめに≫

「全国子ども会安全共済会」とは

被共済者の相互扶助の精神に基づき
子ども会活動を安心して行なうために
子ども会が主催する活動における
事故等の怪我や疾病等について補償し
青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを
目的としています

【送付資料一覧】

※開封後、中身をご確認下さい

1）『**チラシ**（青色）』　全国子ども会　安全共済会に入ろう ！

※ 昨年度の加入者数 ＋ α の枚数が同封されています。

※ 会員家庭に１部ずつ配布し、安全共済会について理解を得て下さい。

2）『**ガイドブック**』　全国子ども会安全共済会　**加入申込について**

3）『**加入申込様式**』など（手書き用）

様式名	様式番号
＜加入申込書＞＜加入者名簿1＞	＜共済様式＞加入-11
＜加入者名簿2＞	＜共済様式＞加入-12
＜年間行事計画書＞	＜共済様式＞加入-13

パソコンで作成する場合
『**ガイドブック**』の**＜7. エクセル版様式の入手について＞**を参照

【加入促進について】

・寒河江市子連では、「全国子ども会安全共済会」への全単子加入を推進しています。

・残念ながら、現在も未加入の単子があり、活動時の不測の事態への補償体制が未整備の状態で活動している子ども会があるのが現状です。

・安全共済会に加入することで、自動的に補償される「子ども会賠償責任保険」も適用され、第三者の死傷や財物の損害なども保険金支払対象となります。

・未加入の子ども会は、安心補償の実現のために加入しましょう。

目　次

１．加入手続きチェックリスト … 記入前・申込前に再確認！！・・・・・・・・　４
２．共済掛金とその他の会費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３．2021年度安全共済会　申込期間・補償期間・・・・・・・・・・・・・・・　５
４．申込受付日時・期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
５．申込先（問合せ先）　寒河江市子ども会育成連合会・・・・・・・・・・・・　６
６．加入申込等で使用する様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
７．エクセル版様式の入手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
８．加入申込書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
９．市子連の受付事務対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
10．共済掛金納入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
11．＜加入申込書＞　＜加入者名簿１・２＞ の記入例 ・・・・・・・・・・・　９
12．＜年間行事計画書＞ の記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
13．事故が起こったら　～事故第一報から共済金額請求の流れ・・・・・・・・１１
14．よくあるご質問＆ご説明（Ｑ＆Ａ）　「全国子ども会安全共済会」　・・・１２
　　＜加入手続き＞　＜追加加入＞　＜共済金請求＞
15．子ども会賠償責任保険の補償内容の案内・・・・・・・・・・・・・・・・１３
16．よくあるご質問＆ご説明（Ｑ＆Ａ）　「子ども会賠償責任保険」
　　１．こんな場合対象になるの？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　　２．他の保険（共済）がついているけど ・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　３．結局いくら払われるの？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
17．【子ども会用語集】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　☆ 子ども会　　☆ ＫＹＴ（危険予知訓練）
18．【2021年度 山形県子ども会 安全共済会共済金給付状】・・・・・・・・１６

１．加入手続きチェックリスト … 記入前・申込前に再確認！！

記入上の注意・確認について

- □ 2022年度の共済様式をお使い下さい(2021年以前の書類は使用できません)
- □ ボールペンを使用して下さい(鉛筆書き･フリクションペンは使用不可)
- □ 記入ミスに修正液は使用不可、二重線で消し押印(訂正印)し、訂正して下さい
- □ 書類をスキャナー処理するため、ホチキス止めはNG、まとめるときはクリップを使用して下さい
- □ 全ての書類がそろっているか確認して下さい

※ 手書き用の加入申込書等を同封しました。パソコン入力用の"エクセル版"を利用される場合は、7. ≪エクセル版様式の入手について≫（6ページ）で入手方法を確認して下さい

＜加入申込書＞＜加入者名簿１・２＞　（共済様式：加入-11・加入-12）

- □ 30人以下の場合：様式（加入-11）へ記入
- □ 31人以上の場合：30人分を（加入-11）へ記入し、30人を超える分は（加入-12）に記入
- □ 原紙を市子連に提出：記載確認後、コピーを控え分として渡します

□ 単位子ども会番号	・ 封筒に表記された"06206"から始まる9桁の番号（昨年と同じ）
□ 代表者・連絡先	・ "代表者の連絡先"は、携帯電話番号を記入（緊急時の対応のため）
□ 押印	・ 押印もれの無いことを確認（シャチハタは不可）
□ 加入者数	・ <加入者名簿>の人数と<加入者数> "人数合計"が一致していることを確認
・ 共済掛金等	□ 掛金等合計：１人70円で計算（10月～3月に加入する場合は60円）
	□ 山形県子連運営費：１人110円で計算
□ 学年・年齢の記入	・ 小中高校生は年齢、幼児・保護者・育成者は年齢を記入
□ 幼児･保護者の加入	・ 2017年4月2日以降生まれの乳幼児（2021年度中に0歳～4歳になる幼児）には、「同伴保護者」の欄に保護者番号を書き加えて下さい。保護者も加入し一緒に活動することが補償の条件です。
□ 育成者の加入	・ １名以上の育成者の加入が必須。子ども会活動計画に基づき、１名以上の指導者(18歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動が基本。安全・安心な子ども会事業実施のため、指導者・育成者全員加入を推進中。

＜年間行事計画書＞　（共済様式：加入-13）

- □ 原紙を市子連に提出。記載確認後、コピーを控えとして渡します。

□ 単位子ども会番号	・ 封筒に表示されている"０６２０６"から始まる９桁番号（昨年と同じ）
□ 活動・事業名	① わかる範囲内で必ず記入。期日が未定の場合は、実施予定は、「○月まで実施」または「○月上旬・中旬・下旬」などを記入して下さい。 ② 年間計画書に記載のない行事および変更届けのない事業で事故が発生した場合、共済金支払いの対象になりません。 ③ 追加・変更の場合は、実施日の1週間前までに、下記「変更届」を市子連事務局に提出して下さい。実施月が変更された時も、「変更届」が必要。 ※ 様式名：　（変更届：加入-21）
□ 上下、下部組織等の活動に参加	・『上下、下部組織等の活動への参加』と記入（必須）することで、上部・下部組織の子ども会活動に参加したときも共済保険が適用される。

２．共済掛金とその他の会費

１人の掛金年額 …… 180円

※10月１日以降加入の場合1人年額170円

（内訳）

・全国子ども会安全共済会掛金 …… 50円

※10月１日以降加入の場合 … 40円

・全国子ども会連合会運営費 …… 20円

子ども会賠償責任保険料を含む

・山形県子ども会育成連合会運営費 …… 80円

安全教育事業、共済金請求事務費用として

・寒河江市子ども会育成連合会運営費 …… 30円

３．2022年度安全共済会　申込期間・補償期間

年度初めの加入

4月 1日より

補償期間

申込期

5月27日まで

5月27日までに（※１）
手続きが終了した場合
4月1日午前０時に
さかのぼって補償されます

※１ 市子連受付：5月27日まで
県子連受付：5月31日まで

年度途中の加入（追加も）

5月28日より

申込期間

補償期間

県子連受付日の
翌日午前０時より適用

加入手続きに必要なもの

① 加入申込書・加入者名簿１（加入-11）
② 加入者名簿２（加入-12）　※31人以上の場合
③ 年間行動計画書（加入-13）　※追加加入時は不要
④ 安全共済掛金等年会費　※180円×人数
※10月1日から加入の年会費　170円

翌年３月31日24時まで

４．申込受付日時・期限

１．　受付日：　2022年4月18日(月)～ 5月27日(金)　※下記カレンダー参照
（祝祭日、木・土・日曜日を除く）

① 受付時間：　午前９時～午後５時

② 5月27日までの申込受付

・4月1日にさかのぼって
「全国子ども会共済会」「子ども会賠償責任保険」適用

・共済期間：
2022年4月1日 午前0時～2023年3月31日 午後12時まで（１年間）

２．　5月28日以降の加入申し込みの場合
・共済期間：　契約と加入手続き完了日午前0時～2021年3月31日 午後12時まで

３．　申し込み先　　寒河江市子ども会育成連合会　事務局（下記参照）

☆：申込受付日

4月					2022年	
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 ☆	19 ☆	20 ☆	21 ☆	22 ☆	23
24	25 ☆	26 ☆	27 ☆	28 ☆	29	30

5月					2022年	
日	月	火	水	木	金	土
1	2 ☆	3	4	5	6 ☆	7
8	9 ☆	10 ☆	11 ☆	12 ☆	13 ☆	14
15	16 ☆	17 ☆	18 ☆	19 ☆	20 ☆	21
22	23 ☆	24 ☆	25 ☆	26 ☆	27 ☆	28
29	30	31				

５．申込先（問合せ先）

寒河江市文化センター内

寒河江市子ども会育成連合会

事務局　大沼 邦夫（おおぬま くにお）

６．加入申込等で使用する様式一覧

様式名	様式番号	内　　容
加入申込書・ 加入者名簿１	加入-11	・単位子ども会の加入申込書と加入者名簿（30人まで） ・追加加入時も使用
加入者名簿２	加入-12	・加入者数が３０人を超える場合、31人目より記入 ・＜加入者名簿１＞に追加して提出 ・追加加入時の人数が31名をこえる場合にも使用
年間行事計画書 「新規・追加・変更」同じ様式	加入-13	・単位子ども会の年間行事計画を記入 ・行事計画に追加・変更があった場合は、市子連事務局に実施日の１週間前まで市子連事務局に連絡
変 更 届 “変更届”は、連絡を受けた市子連が作成し、県子連に届け出ます	加入-21	・下記に該当する場合は、変更届けが必要 届け出について説明・指導します … 市子連に連絡下さい。 ① 加入者の氏名が変更になる場合 ⇒ 現在所属する単子が届け出る必要あり ② 引っ越しなどで所属する単子が変更になる場合 ⇒ 新たに加入する所属単子が届け出る必要あり ☞ よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）･･･ Ｑ６、Ａ６ 参照
上記の様式について 手書き版 or エクセル版		・手書きで作成　：同封した様式を使用して下さい。 ※ 手書き版の様式も、ホームページより入手可能です。 ・パソコンで作成 ：次の ≪７．エクセル版様式の入手≫を参考にしてエクセル版を入手し、作成して下さい。

７．エクセル版様式の入手

● ＜加入申込書＞ ＜加入者名簿１・２＞ ＜年間行事計画書＞ の様式は、ホームページの“**寒河江市子ども会育成連合会：寒河江市公式サイト**”より入手することができます。
下記の手順を参考にしてください。

手順１．　検索キーワードは次を参考に入力して下さい
「寒河江市子ども会育成連合会」「寒河江市子連」「寒河江市子ども会」
「寒河江市子育連」「寒河江子育連」「さがえ子育連」 ・・・ など

手順２．　次のタイトルが表示されます。
“**寒河江市子ども会育成連合会：寒河江市公式サイト**”

手順３．　このタイトルを選択することで
『寒河江市子ども会育成連合会』ホームページにアクセスできます
参考：アクセスしたURLは次の通り
https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/shisetsu/bunkashogaigakusyu/sagaesi_koikuren.html

手順４．　様式の入手
必要な様式を選択しパソコンのメモリ（内部 or 外部）に様式を保存

手順５．　申込書作成
保存した様式に必要事項を入力して申込書を作成

手順６．　申込書提出
プリンターで印刷後に提出して下さい
印刷：各ページ1枚、両面印刷は不可

８．加入申込書の提出

	＜加入申込書＞　＜加入者名簿１・２＞		＜年間行事計画書＞
作成区分	加入者30人まで	加入者31人目より	
様式の区分	＜加入申込書＞ ＜加入者名簿１＞ 加入-１１	＜加入者名簿２＞ 加入-１２	＜年間行事計画書＞ 加入-１３
提出	原紙　1枚	原紙　作成枚数分	原紙　1枚
	※ 申込の際は、原紙を市子連事務局に提出して下さい ※ 申込者の控え分は、受付後にコピーを渡します		

９．市子連の受付事務対応

受付時の市子連の対応について	申込者に渡すもの
１．記載内容確認 ２．人数および共済掛金の算出 ３．共済掛金の授受・領収書作成 ４．＜加入申込書＞＜加入者名簿＞＜年間行事計画書＞のコピー ・コピー枚数 各２部 ５．原紙・コピーの処理 ・原紙　　･･･ 市子連保管 ・コピー① ･･･ 申込者控え分 ・コピー② ･･･ 県子連へ提出分	①加入申込書 ②加入者名簿 ③年間行事計画書 ④共済掛金の領収書 ※①②③はコピー ※申込者は、以上の文書は２年以上保管のこと

１０．共済掛金納入

納入方法	説　　明
“現金”で納入	・加入申込書と一緒に共済掛金を市子連事務局へ持参し納入 ※ 共済掛金の金額計算　＝ 申込人数 × １８０円 （10月1日以降加入の場合1人年額170円） ※ 現金でお釣りのない様にお願いします ※ 領収書は市子連が発行します

11. ＜加入申込書＞・＜加入者名簿1・2＞の記入例

<共済様式>加入-11

寒河江市子ども会育成連合会　殿
（市区町村子連名）

（提出日）　2022 年　4 月　26 日

「単位子ども会番号」は、封筒に表示されている 9桁の数字
・０６２０６ … 山形県寒河江市
・＃＃＃＃　… 単子番号

シャチハタはダメ

＜加入申込書＞

学区・地区名	＃＃＃＃小学校区
（フリガナ）	（サガエッコ コドモカイ イクセイカイ）
単位子ども会名	さがえっこ子ども会育成会
単位子ども会番号	06206＃＃＃＃
育成会代表者氏名	寒河江　桜子　㊞
連絡先住所	〒 991 － 1234 寒河江市・・・・・・・・・・・・
電話	市外局番（ 090 ） 1234－5678
子ども会会長氏名	学年（小・中　6　年）　＃＃＃＃

追加欄

追加加入の場合は上記欄に○表

携帯電話番号を記入

「子ども会の代表者名」です。
確定していない場合は無記入

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」　２０２２　年度分として申し込みます。

＜加入者数＞

会員	幼児	小学生	中学生（内ジュニアリーダー）	高校生・高校年齢相当（内ジュニアリーダー）	指導者・育成者	人数合計
人数	4 名	10 名	3 名（ 名）	2 名（ 名）	6 名	25 名

＜共済掛金等＞

掛金等合計	70円×人数合計（ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計）	1，750 円
山形県子連運営費	110円×人数合計	2，750 円

＜加入者名簿１＞

1 / ＃ ページ

No.	氏名	性別	幼・小・中高・育・指	学年	年齢	同伴保護者No.
1	A	女	幼		4	
2	B	男	幼		4	
3	C	男	小	2		
4	D	女	小	1		
5	E	女	小	4		
6	F	男	小	6		
7	G	男	小	3		
				2		
				3		
				5		
				6		
12	L	男	小	5		
13	M	男	中	1		
14	N	男	中	1		
15	O	女	中	2		

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
16	P	女	幼		3	21
17	Q	男	幼		1	24
18	R	女	高		16	
19	S	男	高		17	
2					55	
2					30	
22	V	男	育		67	
23	W	男	育		58	
24	X	女	育		30	
25	Y	女	育		48	

幼児・育成会員・保護者は、年齢 を記入

小中高生 は 学年 を記入
学年は 新年度 の学年です
年齢は 2021年4月1日時点 で記入

０～３歳（幼稚園年少）の幼児は、同伴保護者の番号 を記入

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2018.10.01改訂

12. ＜年間行事計画書＞ の記入例

<共済様式>加入-13

寒河江市子ども会育成連合会　殿

（市区町村子連名）　　（提出日）　2022 年　4 月 26 日

2022　年度＜年間行事計画書＞

新規	○
追加・変更	

（該当する方に○表示してください）

学区・地区名

（フリガナ）（サガエッコ コドモカイ イクセイカイ）

単位子ども会名　さがえっこ子ども会育成会

単位子ども会番号　06206＃＃＃＃

代表者名　寒河江　桜子

届出担当者名　寒河江　桜子

全国子ども会安全共済会規程に基づき、単位子ども会年間行事計画書を提出します。

1. 活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
4	6日	新会員歓迎会	A公民館	25 名	
5	5日	駅伝マラソン大会	○○公園周回道路	15	雨天の場合翌週へ順延
7	上旬	○○神社夏祭り	○○神社	25	
7	7日	七夕まつり	A公民館	25	
8	下旬	○○工場見学	○○会社製造工場	15	
9	中旬	○○市ソフトボール大会	○○中学校グラウンド	15	
10	22、23日	秋祭り	○○町	25	
11	15日	○○市ドッジボール大会	○○市民体育館	15	
12	23日	クリスマス会	A公民館	25	

≪記入上の注意点≫

① 行事予定　･･･　わかる範囲で必ず記入

・期日が未定　･･･　○月上旬・中旬・下旬

※参考　上旬：1日～10日、中旬：11日～20日、下旬：21日～月末

② 行事が変更・追加　･･･　その都度、市子連まで電話で連絡

・変更内容の連絡　･･･　単子 → 市子連 → 県子連→ 全子連

・記載のない行事　･･･　共済金支払の対象外

注意！

2. 日常定例活動（日常の練習等を含む）

ソフトボール練習	8月～9月の毎週土曜日
ドッジボール練習	10月～11月の毎週土曜日
上部、下部組織等の活動への参加	

『上下、下部組織等の活動への参加』と記入することで、上部・下部組織の子ども会活動に参加したときも共済保険が適用される。

（原紙に記入済み ･･･ 消さないで下さい）

※共済金請求時は、“上下、下部組織”が発行した「案内文」の添付が必要です。２年は保管して下さい。

13. 事故が起こったら　～事故第一報から共済金額請求の流れ～

	手 順	だれが	なにを	いつ(※)・だれに
事故発生時	Step１	行事参加の育成者	1)傷病者の状態を見て救急車を呼ぶかどうか判断する 2)軽度な場合、適切な応急処置をし、必要に応じて病院へ搬送 ※行事の場所に近い医療機関の電話番号・休日当番医などを事前把握 ※ＡＥＤの設置場所、使用方法の事前訓練など	
	Step２	行事参加者の育成者（代表者）	・事故状況、傷病者の状態、搬送病院名などを連絡して下さい。	傷病者の保護者、家族に連絡
事故発生第一報の手続き	Step３	単位子ども会代表者	事故発生第一報を、電話で通報 1)子ども会名 2)通報者名・役職名 3)連絡先（携帯電話番号） 3)事故の概要 ①行事名 ②いつ・どこで ③事故状況 ④子どもの名前・学年（年齢）など ⑤けがの症状又は病状など ⑥搬送病院名など	※重大事故 ･･･事故発生当日 ※１週間以内(厳守) **市子連事務局** 寒河江市文化センター内 0237-86-5111 休日・祝日関係なく 9:00～22:00 まで 緊急連絡網で対応可
	Step４	市子連事務局	「全国子ども会安全共済会事故第一報報告書」に必要事項記入、「加入者名簿」「年間行事計画書」の写しを市子連が添付県子連に送付。 ※事故発生時の内容および現状の確認を単位子ども会代表者に行い作成	※事故発生30日以内 県子連事務局 ↓ 全子連へ発送
共済金請求の手続き	Step５	市子連事務局	次の共済金請求に関する必要な書類および情報を送付します。 1)共済金請求の必要書類（下表） 2)共済金請求時期・期間など	単位子ども会代表者 ※平常の生活ができる程度になった時、又は事故発生日から180日経過したとき
	Step６	単位子ども会代表者	「共済金請求の必要書類」へ必要事項の記載および関連資料の整備	市子連事務局 ※共済金請求権発生日より60日以内
	Step７	市子連事務局	「共済金請求の必要書類」の記載内容および関連資料の整備の最終確認	県子連事務局 （県子連→全子連）

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
＜医療共済金＞　請求書兼事故証明書	請求-11	○		
個人情報の取扱いについての同意書	請求-12	○		
医療費の領収書（写）又は診療明細書	―	○		

※ ＜後遺障害共済金＞＜死亡共済金＞の請求手続きについては、市子連が個別に対応します。
※ 必要に応じて、他の書類の提出をお願いすることがあります。

14. よくあるご質問＆ご説明（Q＆A）「全国子ども会安全共済会」

＜加入手続き＞

Q１	**◆2022年度の加入手続きは、いつ行えばよいですか？**
Ａ１	**◇4月18日(月)～5月27日(金)までの申込により4月1日にさかのぼって「全国子ども会共済会」「子ども会賠償責任保険」適用。** 5月28日以降の加入：契約と加入手続き完了日午前0時～2023年3月31日 午後12時まで
Q２	**◆加入手続きに必要なものは何ですか？**
Ａ２	**◇加入申込書、年間計画書と共済掛金（年会費180円 、10月1日以降は170円）です。** 加入申込書（加入-11）には忘れずに押印してください。
Q３	**◆何歳から加入できますか？**
Ａ３	**◇ゼロ歳児から加入できます。** ・2022年4月1日時点で3歳の幼児およびそれ以下の幼児が子ども会の事業に参加するときは、その幼児が安全共済会に加入していることと、安全共済会に加入している保護者・祖父母又は親族が同伴することが必要となります。 ・乳幼児が活動に参加する際は十分にご配慮下さい。 ・保障の対象は、加入者名簿に記載のある方のみとなります。一緒に活動される大人の方もぜひ加入して下さい。
Q４	**◆「年間行事計画書」ですが、年度当初に実施日や場所が未確定な場合の記入方法は？**
Ａ４	**◇分かる範囲でご記入下さい。（記入例：7月下旬、レクリエーション、場所未定）** ・後日詳細が決まり次第、実施日の一週間前まで市子連事務局に連絡して下さい。 ・「年間行事計画書」に記載のない事業での事故は「**補償の対象外**」となります。 ・各地区子連の行事や地区民運動会などに子ども会として参加する場合も必ず記入して下さい。 ・日常定例活動の欄に「**上下、下部組織等の活動への参加**」と記入することで、県子連・地区子連などの事業に参加したときも共済保険が適用されます。

＜追加加入＞

Q５	**◆追加加入手続きはどうすればよいですか？**
Ａ５	**◇随時、市子連で受け付けます。** ・加入申込書と掛金等年会費180円(10月1日からは170円）で申込み下さい。加入者名と人数は追加加入者分についてのみ書いて下さい。
Q６	**◆転入生が来ました。どのような手続きが必要ですか？**
Ａ６	**① 前の子ども会で加入済みの場合** →「変更届」に記入し，市子連事務局に提出して下さい。 **② 前の子ども会で加入しているかどうか不明の場合** → 名前・学年（年齢）･前の小学校名・子ども会名をお知らせ下さい。 こちらで転入前在籍の子ども会育成会に問い合わせることができます。 **③ 前の子ども会で未加入の場合** → 追加加入の手続きの手続きをして下さい。

＜共済金請求＞

Q７	**◆共済金の請求はどうすればいいですか？**
Ａ７	**◇事故が起きたら， 直ちに本人が保険医療機関で受診してもらうことが必要です。** ・すみやかに**事故第一報**を市子連事務局まで報告下さい。 ・その後の手続・提出書類等についてご連絡いたします。 ・**器物破損の場合**はその写真（数枚）を取っておいて下さい。 ・事故があった行事の集合時間・解散時間・内容などの事業開催が明記された**チラシ**などが必要になりますので前もってご準備下さい。

15. 子ども会賠償責任保険の補償内容の案内

この保険は

誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときに補償を受けることができるもの

1．「全国子ども会安全共済会」に加入することにより「子ども会賠償責任保険」の補償が適用される。
2．「子ども会賠償責任保険」の保険料は、「全国子ども会安全共済会」の年会費に含まれています。
3．保険契約者は、「公益社団法人全国子ども会連合会」。
4．この保険は「子ども会活動中」の事故により、
　・主催者以外の第三者が死傷したり
　・第三者の財物に損害を与えたり
　・もしくは他人から預かった財物に損害を与えたこと
5．以上により、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体や指導者等が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うもの。

法律上の損害賠償責任とは？

例１）Ａがボール投げをしていたところ、その投げたボールが誤って隣家の窓ガラスに当たり、ガラスが割れてしまった場合、Ａは、割れたガラスの損害を弁償しなければなりません。

例２）ＢがＣから本を借りていたところ、その本を不注意でなくしてしまった場合、Ｂは本を弁償しなければなりません。

※　このように、違法な行為によって他人に損害を与えた場合には、加害者は、被害者に対してその損害をてん補し、損害がなかったのと同じ状態にしなければならない責任を法律上かせられています。

･･･　これを「**法律上の損害賠償責任**」といいます。

16. よくあるご質問＆ご説明（Ｑ＆Ａ）「子ども会賠償責任保険」

１．こんな場合対象になるの？

行事以外	**Ｑ１**	◆子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払えるか？
	Ａ１	◇子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。
役員・指導者	**Ｑ２**	◆ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットにあたりへこんだ。その修理代は出るか？
	Ａ２	◇行事中における役員・指導者等（同居の親族を含む。別居の親族は含まない）の身体障害・財物損害は対象外です。

借用物	**Ｑ３**	◆子ども会行事のために、子ども会とは関係のない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？
	Ａ３	◇平成30年から追加契約した受託者賠償責任保険(運送危険補償特約付帯)の対象となります。 ・祭りの開催時に借りた山車・資源回収時に外部から借りたリヤカー・運動会時にレンタル業者から借りたテント等も対象。 ・ただし、自家用車は対象外となります。 ・１事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。 ・借用していることが証明できる書類が必要。
借用物	**Ｑ４**	◆学校のグラウンドを借りて行事（ソフトボール、祭りなど）を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用していたもの（ソフトボーの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭課室の炊飯器など）は対象となるか？
	Ａ４	◇質問例は、学校のグラウンドを借用して行事を開催しており、行借用する事で建物と同時に賃借するものであるため平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。 ・１事故につき免責金額1,000円で、１事故につき200万円限度 ◇行事で借用する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償保険」が適用されます。 ・１事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。 ・借用していることが証明できる書類が必要。
販売・提供品	**Ｑ５**	◆お祭りなどで子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？
	Ａ５	◇子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。
自動車賠償	**Ｑ６**	◆子ども会の資源回収のために車を借りた。その資源回収の運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象か？
	Ａ６	◇借用自動車に限らず、自動車の運転管理に起因する損害賠償（対人・対物）は、その車についている保険（自賠責保険・自動車保険）により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。
競技中・ 競技中以外	**Ｑ７**	◆ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？ ・また、スポーツ競技以外でメガネが壊れた場合は対象か？
	Ａ７	◇ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 ・なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。

車輌	Ｑ８	◆行事（サイクリングなど）中に、運転していた自転車が他人に接触しけがを負わせた。請求は可能か？
	Ａ８	◇自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分の支払が対象となります。
子ども同士	Ｑ９	◆子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあっていて途中から蹴り合いなどの喧嘩に発展し、一方にけがを負わせた。請求は可能か？
	Ａ９	◇子ども同士でふざけていたのであれば、単なるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。
他の子ども会	Ｑ１０	◆子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事していて、別の子ども会の子どもにケガをさせてしまい、子ども会に損害倍書を求められた。対象となるか？
	Ａ１０	◇同一行事でなければ、他の子ども会は第三者と見なすことができますので対象となります。

２．他の保険（共済）がついているけど・・・

他社確認	Ｑ１１	◆子ども会賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険（スポーツ安全保険、コープ共済など）にも加入している場合、どのようにすればよいか？
	Ａ１１	◇子ども会賠償責任保険事故報告≪第一報≫加入者（甲）欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に記入。知りうる範囲で他保険分を報告して下さい。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報（連絡先など）を紹介される場合もあります。 ・支払い対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。また、保険の種類によっては、どちらかを代表して支払、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。 ・なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額をこえることはできません（請求関係書類：“領収書の原本”の提出を依頼しています）。

３．結局いくら払われるの？

損害額＆ 支払保険金	Ｑ１２	◆保険会社から、子ども会が１００%有責（支払対象）との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？
	Ａ１２	◇提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。 ・まず「損害額」を確定させます。 ・修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。 ・修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 ◇ 計算式 ：損害額 × 支払割合(例では100%) ー 免責額(自己負担額) ＝支払額(保険金) ◇【子ども会損害賠償責任保険の免責額（子ども会の自己負担額）】 ・対物の場合 ： 1,000円（外部からの借用物は3,000円） ・対人の場合 ： 0円／１事故

17. 【子ども会用語集】

☆ 子ども会

・ 子ども会は、就学前3年の幼児から高校３年生年齢相当までを構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団です。

・ その活動を支える指導者と側面から援助する育成者が必要であり、この子どもの集団と指導者、育成者を含めた総称として用います。

☆ 育成者

育成者は、子どもをもつ親（父母）はもちろんのこと、地域に住むすべてのおとなの人々をいいます。

子どもたちの人間形成は、総合性をもって行われるものであり、家庭・学校・社会の三者がそれぞれの教育機能を十分発揮し、同時に緊密に連携しなければなりません。地域の教育力を高めるためには、地域のおとな一人ひとりが育成者であることを自覚し、子ども会育成のために精神的、物質的援助を協力して行なうことが大切です。

☆ ＫＹＴ（危険予知訓練）

1) 一般的には ･･･ 危険予知訓練は、工事や製造などの作業に従事する作業者が、事故や災害を未然に防ぐことを目的に、その作業に潜む危険を予想し、指摘しあう訓練である。ローマ字による表記 *Kiken Yochi Training* の頭文字をとってKYT（ケーワイティー）、あるいはKY訓練／KY活動(KYK)とも呼ぶ。

2) 1985年全国子ども会連合会の安全教育推進委員の研究会で KYT が取り上げられ、その後各地で安全教育の方法のひとつとして普及されています。

3) 安全共済会への加入・補償の要件として、各単位子ども会の活動に携わる指導者・育成者が広い視野を持って現場でいち早く危険を予知し、子ども達が安心・安全の活動ができるように事前の対策をとるKYT手法を実施することが求められています。

4) もし事故が発生した場合には、事後に届け出る「全国子ども会安全共済会事故第一報報告書」に“ＫＹＴの実施状況”の記載が求められています。

【2021年度　山形県子ども会　安全共済会　共済金給付状】

事故発生日～ 最終日	市町村 年齢・性別	行事内容 ・事故内容	症　状	実日数 共済金額
2021/5/9～ 2021/5/24 16日間	長井市 31・男	**資源回収** **・資源回収後、業者敷地内にてトラック荷台から回収した空きビンを降ろそうとした時、荷台にあった鉄くずの中に足が入り、その中のスノーダンプを踏んでしまい、スノーダンプが割れて、破片が左足の脛に刺さった。**	左下腿挫創 ９針縫った	4日 9,033円

2021/10/10～ 2021/11/19	山形市 40・男	**親子レクレーション** ・親子レクレーションでボルダリングを行った際、肩に顔の負荷がかかったようで、右肩に痛みを感じた。翌朝、痛みで腕が上がらず。	左肩鍵板の 炎症	2日 11,202円